

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

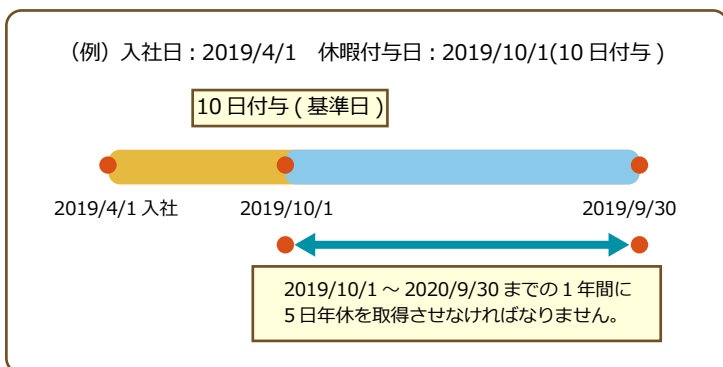
「年5日の年次有給休暇の取得義務」の再確認をお願いします!!

2019年4月から、全ての会社に対して「年5日の年次有給休暇の取得」が義務付けされています。改めて社員の有給休暇の取得状況についてご確認をお願い致します。年次有給休暇の消化速度が遅い社員には、その従業員の意見をできる限り尊重して有給休暇の取得を促してください。改めて年5日の年次有給休暇取得義務化について主なポイントを記します。

●ポイント1：年次有給休暇が10日以上付与される労働者が対象となります

●ポイント2：年5日の時季指定義務

会社は社員ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日、取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。なお、計画年休で取得させた日数と自主的に取得した日数は除外できます。基準日から1年以内に5日付与させなければ法違反となります。



●ポイント3：時季指定の方法

会社は、時季指定にあたっては、社員の意見を聴取しなければなりません。また、できる限り社員の希望に沿った取得時季になるよう、聴取した意見を尊重するよう努めなければなりません。



●ポイント4：年次有給休暇管理簿

会社は、社員ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

●ポイント5：就業規則への規定

会社による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、時季指定の対象となる社員の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。

Q. 年次有給休暇を全く取得していなかった社員が、話し合いによって、3日後に退職することになった場合はどうすればよいのか?

原則的に、退職日までに年次有給休暇を5日以上取得させなければなりません。このような状況になった場合でも、年次有給休暇を5日実際に取得した上で退職日を後にずらす必要があります。もし、年次有給休暇を5日以上取得させずに、退職させた場合、法違反となり得ます。

ご参考

令和2年2月3日付
労働新聞より引用

Q 1カ月後に退職する労働者がいます。本人の意向もあり、年次有給休暇を消化せず、最終日まで働いてもらいたいというつもりです。が、人事課内で少なくとも5日は時季指定しなければならぬのではないかと、人事課が主張しています。どうすればよいのでしょうか。

【例外規定はなし】
年次有給休暇は10日以上付与された労働者に対して、使用者は、労働者ごとにその付与日から1年以内に5日、労働者の意見を聴取した上、取得時季を指定して年休を取得させなければなりません。この年休5日の時季指定義務は、5日の時季指定をするだけでは足りず、実際に基準日から1年以内に年休5日取得させる必要がある。実際に5日の年休取得していない場合、法違反となる。注意が必要である。

質問のケースでは、本人の意向によって年休を取得せず最終日まで働いてもらう予定とされているが、年休5日の時季指定義務は、労働者本人の年休を取得する義務である。それにもかかわらず、労働者本人の年休を取得する義務がある。

第4回 退職者の時季指定義務は?

5日の年休取得は必要 本人意向でも時季指定を

5日の取得義務から免除されることは、労働者の意向で、本人が年休を取得しない意向であれば、年休5日の時季指定義務を免除するとは、制度を始めた趣意が失われる。一方、労働者が自ら請求し、取得した年休が、労働協定で定められた計画年休は、その日数分だけ5日の取得義務から免除されることになる。この場合、新たに年休の時季指定を行えば、本人が自ら請求し、取得した年休が3日あつて、別途、労働協定の意見書を再提出したうえで、退職日まで年休の時季指定を付与し、本人の請求により年休を取得してもらう必要がある。

【義務念頭に決定】
それでは、年休を全く取得しなかった労働者が話し合いによって、3日後に退職することになった場合どうなるか。年休5日を時季指定することから免除されるのか。結論としては、時季指定することは不可能といえず、法違反となり得るだろう。この例では、話し合いのなかで、年休5日の取得や時季指定を行った上で、退職日を決定することができたといえるからである。

そのため、具体的な退職日を話し合いで決める場合には、年休5日を実際に取得させたうえで、退職日を定める必要があることに留意されたい。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。